



登録証明機関による

欧米基準試験データの活用促進のための取組

令和4年11月

総合通信基盤局 電波部

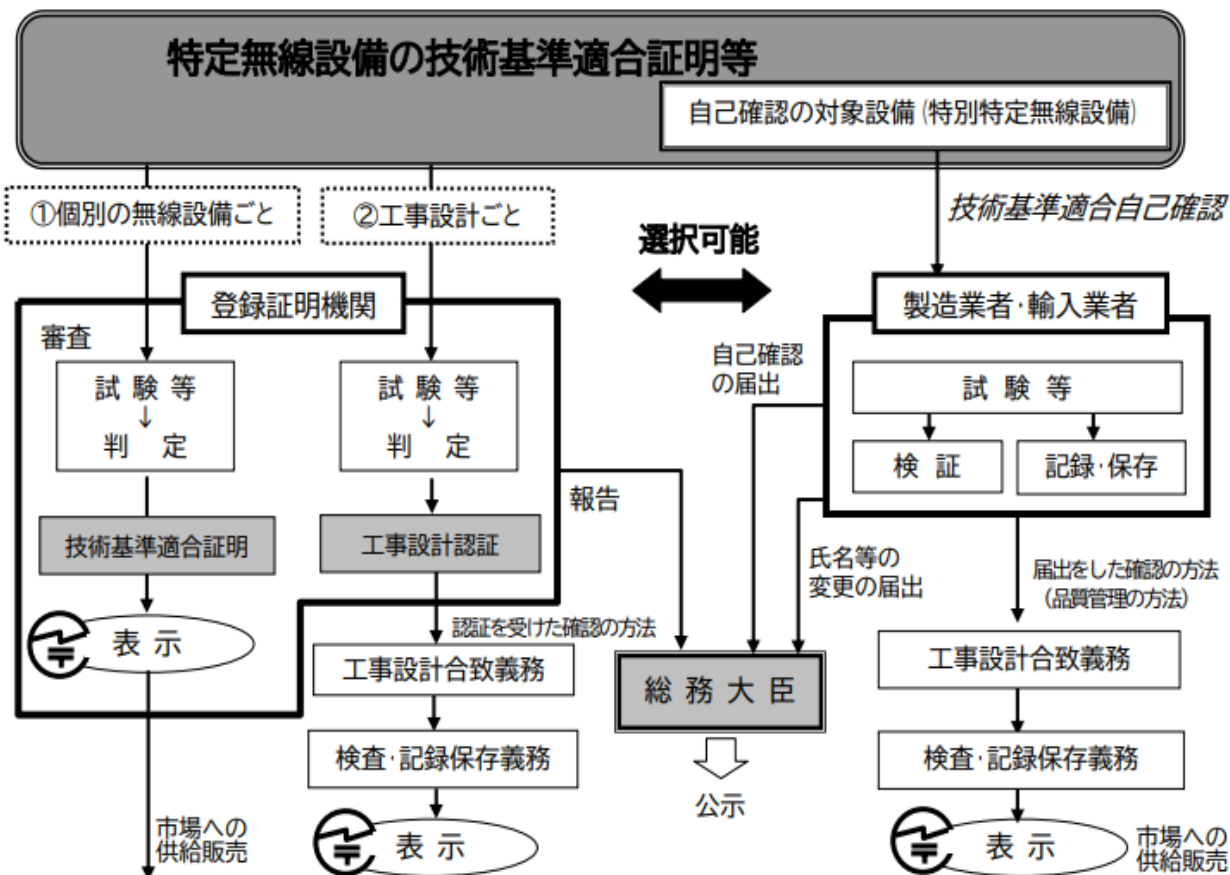
1 無線LAN等の基準認証制度の概要

➤ 電波を利用する無線局は、携帯電話サービス、医療サービス、船舶・航空機の航行の安全、警察、防衛など、重要通信や企業活動、国民の生命・安全等の役割を担っていることから、無線局を開設するための無線設備が混信・妨害等が発生させないように、技術基準を満たしているかどうか確認することが必要。

➤ 無線LAN等の基準認証制度は、混信・妨害等の影響を与える度合いが比較的低い無線LANなどの特定無線設備について、総務大臣の登録を受けた登録証明機関が技術基準に満たしているかどうか審査・証明する技術基準適合証明等という特例制度を設けている。

(注1) 無線LAN等の基準認証制度は、個別の特定無線設備ごとに審査する技術基準適合証明及び特定無線設備の工事設計ごとに審査する工事設計認証となる。

(注2) 特定無線設備の中でも、携帯電話端末やコードレス電話などの特別特定無線設備については、製造業者又は輸入業者が自ら試験を実施し、技術基準に合致することを確認することができる技術基準適合自己確認のスキームもある。



- < 無線LAN等の基準認証の流れ >
- 無線LAN等の技術基準適合証明又は工事設計認証を求める者は、登録証明機関に対して、特定無線設備の技術基準適合証明等につき申請。
 - 登録証明機関は、特定無線設備の工事設計、試験データ等をもとに審査を実施。
 - 審査の結果、適合している時は、特定無線設備に技適マークを表示。
 - 特定無線設備の工事設計認証の場合は、申請者が個々の特定無線設備に技適マークを表示。

2 無線LAN等の技術基準適合証明等を受けるために必要な書類等

➤ 無線LAN等の技術基準適合証明又は工事設計認証を求める者が登録証明機関に申請する際の書類は、工事設計書、無線設備系統図、申込設備、特性試験結果等の書類等。

(注) 携帯電話などの特定無線設備の技術基準適合自己確認を行う製造業者又は輸入業者が総務大臣に届出する際の書類は、自ら確認した工事設計書、無線設備系統図、確認設計書、特性試験結果の書類。

提出書類	技術基準適合証明		工事設計認証	
	登録証明機関による試験	外部試験利用	登録証明機関による試験	外部試験利用
工事設計書 (証明規則 ^(注1) 別表第2号)	○	○	○	○
無線設備系統図 (工事設計書の添付図面)	○	○	○	○
部品の配置及び外観を示す 写真又は図 (寸法を記入したもの)	△ 設備の開閉が困難な場合	○	△ 設備の開閉が困難な場合	○
確認方法書 ^(注2) (証明規則別表第4号)	—	—	○	○
申込設備	○	—	○	—
特性試験結果	—	○	—	○
その他、登録証明機関が求 める書類等 (申込書、申込設備の取扱説明書 など)	○	○	○	○

(注1) 昭和五十六年郵政省令第三十七号特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

(注2) 工事設計合致義務を履行するための以下の事項を記載：①組織並びに管理者の責任及び権限、②工事設計合致義務を履行するための管理方法、③特定無線設備の検査、④測定器その他の設備の管理、⑤その他

3 無線LAN等の技術基準適合証明等の審査

- 無線LAN等の審査を行う登録証明機関は、工事設計及び確認の方法の審査については書類で審査（書類審査）を行い、対比照合及び特性試験の審査については申込設備で審査（実物審査）を行う。
- この実物審査について、対比照合の審査については申込設備の対比照合に代えて当該設備の写真等で審査を行うことが可能。また、特性試験の審査については外部試験結果を活用して審査を行うことが可能。

（注）携帯電話などの特定無線設備の技術基準適合自己確認を行う製造業者又は輸入業者は、工事設計及び確認方法の審査については書類で検証を行い、特性試験の審査については確認設備で検証（実物審査）を行う。また、特性試験の審査については外部試験結果を活用して検証を行うことが可能。

審査項目	技術基準適合証明	工事設計認証
工事設計の審査 工事設計書に記載された内容が技術基準に適合するものかを審査する。	○	○
対比照合の審査 申込設備とその工事設計書に記載された内容とを対比照合する。	○	○
特性試験の審査 申込設備の試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。	○	○
確認の方法の審査 ^(注) 工事設計に基づき生産等を行う特定無線設備のいずれもがその工事設計に合致するものとなることを確保することができるかどうかについて適切に審査を行う。	—	○

（注）①組織並びに管理者の責任及び権限、②工事設計合致義務を履行するための管理方法、③特定無線設備の検査、④測定器その他の設備の管理、⑤その他の必要事項が網羅されているかどうか審査する。

4 これまでの無線設備の基準認証の推進に向けた取組

- ▶ 総務省では、登録証明機関や製造業者又は輸入業者で基準認証制度の解釈が異なることがないよう、当該制度の仕組みや登録証明機関による技術基準適合証明等の手続等の統一的解釈も示した電気通信機器基準認証制度マニュアルや技術基準不適合無線機器の流通抑止のためのガイドライン等を作成。
 (注) 情報通信認証連絡会等でも、同一認証番号とする場合のガイドラインなどを作成。
- ▶ また、総務省の電波利用ホームページを通じて、無線設備の基準認証制度、特定無線設備、特別特定無線設備一覧、技術基準適合証明等を受けた機器の検索、基準認証制度についてよくある質問など、無線設備の基準認証制度に関する情報を提供。加えて、電波環境課認証推進室内に、電話相談窓口を設置。
- ▶ このように、統一的解釈をガイドライン化するとともに、ホームページでの周知、相談窓口での個別問い合わせにも対応することにより、登録証明機関及び製造業者、輸入業者等の関係者間における共通認識を図り、基準認証制度の円滑な運用に努めている。

(これまでに作成されたガイドライン)

- 総務省
 - ・6GHz帯無線LAN／5.2GHz帯自動車内無線LAN基準認証ハンドブック（令和4年9月）
 - ・技術基準不適合無線機器の流通抑止のためのガイドライン（令和2年12月）
 - ・電気通信機器基準認証制度マニュアル（平成16年春）
- 情報通信認証連絡会
 - ・同一認証番号とする場合のガイドライン（令和4年4月）
 - ・Body SARに関する制度の運用のガイドライン（平成30年1月）
- 情報通信ネットワーク産業協会
 - ・技術基準適合の電磁的表示に関するガイドライン（平成23年2月）
- 登録証明機関協議会
 - ・電波法に基づく工事設計合致義務等の御案内（平成21年12月）

1. 欧米基準試験データの活用等による認証の効率化

R4. 10. 27開催 規制改革推進会議スタートアップ・イノベーションWG第1回 資料2「イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し」取組状況から抜粋

(1) 現状・課題

- 現行制度では欧米基準試験データの日本の技術基準適合証明等への活用は困難。このため、欧米試験データの活用による認証の効率化を行うためには、技術基準や試験方法の見直しが不可欠。

(2) 対応の方向性

- 周波数の割当状況や利用状況、無線LAN・Bluetoothの市場の現状、技術基準適合証明等の取得状況を踏まえ、2.4GHz帯を利用する無線LAN等の技術基準を見直すべき。具体的には情報通信審議会にて審議。
- その際、我が国の消費者が引き続き最先端の無線機器を利用できる環境を確保する観点から、欧米基準試験データを活用できるよう、以下の観点等から議論いただく。
 - ① 欧米の技術基準や近年の技術動向を踏まえて、日本の技術項目が真に必要なのか等を検証し、検証の結果、削除可能な項目は削除してはどうか
 - ② 真に必要な技術項目であっても、他の技術項目への統合ができるか、また試験方法を見直せるかを検証し、検証の結果、代替が可能な項目への統合または基準値等を見直してはどうか

2. 登録証明機関による欧米基準試験データの活用促進のための取組

(1) 現状・課題

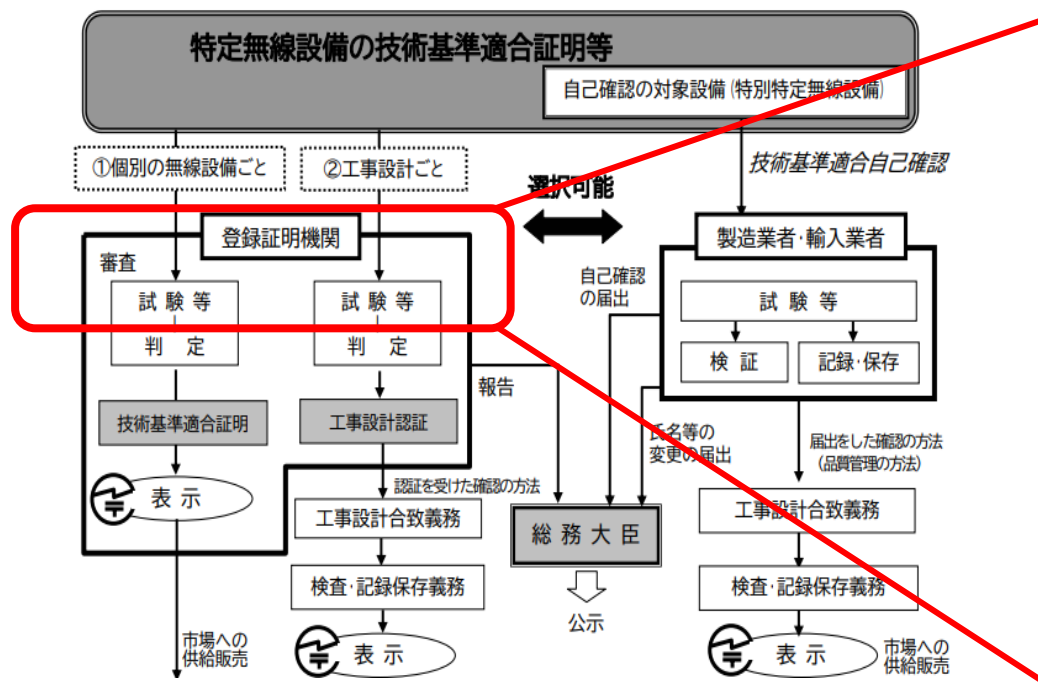
- 欧米基準試験データ活用のための、登録証明機関向けの統一ルールが必要。
- 登録証明機関が欧米基準試験データの信頼性を確保するにあたり、試験データの確かさを評価するための規準が不明確。
- 技術基準適合証明等の取得手続き方法や当該証明等を受けた旨の表示(技適マーク)の貼付方法等の情報提供が不足。

(2) 対応の方向性

- 登録証明機関での欧米試験データの受入におけるガイドラインを示す。
- 登録証明機関でのデータ活用における信頼性確保のためのガイドラインを示す。
- 製品に添付される説明書等に記載する項目(技適マーク等)を具体的に示す。
- 海外における取組事例を参考にQ & Aの内容を充実する。

6 欧米基準試験データを活用した無線LAN等のガイドライン等のイメージ

- 無線LAN等の基準認証は、登録証明機関で行う技術基準適合証明及び工事設計認証となる。
- 欧米基準試験データの活用は、技術基準適合証明等及び工事設計認証における特性試験の審査に活用するものである。そのため、欧米試験データの受入とデータ活用における信頼性確保に関するガイドラインについては、当該試験データの活用に関するものであることから、登録証明機関向けの統一の見解を示した欧米基準試験データを活用した無線LAN等のガイドラインとして作成することが適当ではないか。
 - (当該ガイドラインに盛り込む事項の例)
 - ・ 欧米基準試験データを活用した特性試験の審査方法
 - ・ 欧米基準試験データの項目、不足しているデータの追加提出、追加試験
 - ・ 欧米基準試験データの信頼性を評価する基準（測定器の較正など） 等
- また、製造業者又は輸入業者等向けに、欧米基準試験データを活用する際に事前に準備しておく書類等を紹介するベストプラクティスを当該ガイドラインに盛り込んだらどうか。
- なお、スタートアップ事業者等初めて認証を取得する者向けに、基準認証制度の仕組みや手続を分かりやすく解説するものとして、既存の電気通信機器基準認証制度マニュアルの無線設備の基準認証に関する記述を現行化したらどうか。



審査項目	技術基準適合証明	工事設計認証
工事設計の審査 工事設計書に記載された内容が技術基準に適合するものかを審査する。	○	○
対比照合の審査 申込設備とその工事設計書に記載された内容とを対比照合する。	○	○
特性試験の審査 申込設備の試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査する。	○	○
確認の方法の審査 工事設計に基づき生産等を行う特定無線設備のいずれもがその工事設計に合致するものとなることを確保することができるかどうかについて適切に審査する。	—	○

- 電波利用ホームページの「基準認証制度についてよくある質問」や電気通信機器基準認証制度マニュアルの「新しい基準認証制度に関するFAQコーナー」について、海外における取組事例を参考に、Q & Aの内容を現行化するなど充実させたらどうか。

具体的には、製品に添付される説明書等に記載する項目（技適マーク等）の表示方法など、制度の不明点や疑問と思われる事項についてQ & Aを充実させる。

- また、欧米基準試験データを活用した無線LAN等のガイドラインについてもQ & A集を作成したらどうか。具体的には、当該データの活用にあたり提出する書類など不明点や疑問などを充実させる。

(これまでに作成された技適マーク等の表示方法等に関する質問の例)

○電波利用ホームページのよくある質問

1. 技術基準適合証明（技術基準適合認定）制度

(1) 制度一般について

質問6 なぜ無線設備や端末機器に「表示」のラベルを貼らなければならぬのでしょうか？また、技術基準適合証明番号をなぜ表示する必要があるのでしょうか？

質問7 証明ラベルに必ず記載しなければならない項目は何ですか？（最低限：製造者名、型式又は名称、届出（認証）番号、マークですか？）また、ラベル以外の表示方法もありますか

質問8 表示については、証明規則様式第7号によるものとしていますが、様式第7号注4における6文字目以降の文字等は「総務大臣が別に定めるものとする」とあります。総務大臣が定めるものはどのようにして知り得るのでしょうか。また、表示については登録証明機関によって定められるのでしょうか。

○電気通信機器基準認証マニュアルのFAQ

1. 技術基準適合証明（技術基準適合認定）制度

(1) 制度一般について

Q10 なぜ無線設備や端末機器に「表示」のラベルを貼らなければならぬのでしょうか？また、技術基準適合証明番号【技術基準適合認定番号】をなぜ表示する必要があるのでしょうか？

Q11 証明【認定】ラベルに必ず記載しなければならない項目は何ですか？（最低限：製造者名、型式又は名称、届出（認証）番号、マークですか？）

Q12 表示については、証明規則様式第7号【認定規則様式第7号】によるものとしていますが、様式第7号注4における6文字目以降の文字等【最後の3文字】は総務大臣が別に定めるものとする、とあります。総務大臣が定めるものはどのようにして知り得るのでしょうか。また、表示については現在各指定証明機関【指定認定機関】によって定められておりますが、今後、登録証明機関【登録認定機関】においても同様でしょうか。

参 考

- 測定器の較正等
- 2. 4 GHz 帯無線LAN等の技術基準
- 2. 4 GHz 帯無線LAN等の技術基準適合証明等
- 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

➤測定器の校正等

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）

第二十四条の二 無線設備等の検査又は点検の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる。

2～3 （略）

4 総務大臣は、第一項の登録を申請した者が次の各号（無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号及び第四号）のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表第一に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が無線設備等の点検を行うものであること。

二 別表第二に掲げる測定器その他の設備であつて、次のいずれかに掲げる校正又は校正（以下この号、第三十八条の三第一項第二号及び第三十八条の八第二項において「校正等」という。）を受けたもの（その校正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年（無線設備の点検を行うのに優れた性能を有する測定器その他の設備として総務省令で定める測定器その他の設備に該当するものにあつては、当該測定器その他の設備の区分に応じ、一年を超え三年を超えない範囲内で総務省令で定める期間）以内のものに限る。）を使用して無線設備の点検を行うものであること。

イ 国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）又は第百二条の十八第一項の指定校正機関が行う校正

ロ 計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条又は第百四十四条の規定に基づく校正

ハ 外国において行う校正であつて、機構又は第百二条の十八第一項の指定校正機関が行う校正に相当するもの

ニ 別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備であつて、イからハまでのいずれかに掲げる校正等を受けたものを用いて行う校正等。

➤ 2. 4GHz帯無線LAN等の技術基準

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）

（小電力データ通信システムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十 小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

ロ 通信方式は、単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。

ハ 変調方式は、次のいずれかであること。

（1）直交周波数分割多重方式又はスペクトル拡散方式（ただし、無線標定業務を行うものを除く。）

（2）（1）以外のデジタル変調方式

ニ スペクトル拡散方式は、直接拡散方式、周波数ホッピング方式若しくはこれらの複合方式又は直交周波数分割多重及び周波数ホッピングの複合方式であること。

ホ 送信装置の空中線電力は、次のいずれかであること。

（1）周波数ホッピング方式（直接拡散又は直交周波数分割多重との複合方式を含む。）を用いる送信装置であつて、二、四二七MHz以上二、四七〇・七五MHz以下の周波数の電波を使用するものの空中線電力は、変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、一MHzの帯域幅における平均電力が三ミリワット以下であること。

（2）スペクトル拡散方式を用いる送信装置であつて、（1）に該当しないものの空中線電力は、変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること。

（3）直交周波数分割多重方式を用いる送信装置であつて、（1）に該当しないものの空中線電力は、変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、次のいずれかであること。

（一）占有周波数帯幅が二六MHz以下の送信装置の場合は、一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること。

（二）占有周波数帯幅が二六MHzを超え四〇MHz以下の送信装置の場合は、一MHzの帯域幅における平均電力が五ミリワット以下であること。

（4）（1）、（2）及び（3）以外の送信装置の空中線電力は、一〇ミリワット以下であること。

へ 送信空中線は、次の条件に適合すること。

（1）絶対利得は、一二・一四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力（ハ（1）の方式を用いる無線設備にあつては、一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力。（2）において同じ。）が、絶対利得一二・一四デシベルの送信空中線に平均電力が一〇ミリワット

（ハ（1）の方式を用いる送信装置にあつては、一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット。ただし、周波数ホッピング方式、直接拡散及び周波数ホッピングの複合方式又は直交周波数分割多重及び周波数ホッピングの複合方式を用いるもののうち、二、四二七MHz以上二、四七〇・七五MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置にあつては一MHzの帯域幅における平均電力を三ミリワットとし、ホ（3）（二）の送信装置にあつては一MHzの帯域幅における平均電力を五ミリワットとする。（2）において同じ。）の空中線電力を加えたときの値以下となるときは、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

【参考】登録証明機関による欧米基準試験データの活用促進のための取組④

(2) 送信空中線の水平面及び垂直面の主輻射の角度の幅は、次の式により求められる値を超えないこと。

$$360/A \text{ 度}$$

Aは、等価等方輻射電力を絶対利得2.14デシベルの送信空中線に平均電力が10ミリワットの空中線電力を加えたときの値で除したものとし、1を下回るときは1とする。

ト 直交周波数分割多重方式は、1MHzの帯域幅当たりのキャリア数が一以上であること。

チ スペクトル拡散方式を用いるものの拡散帯域幅（その上限の周波数を超えて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の五パーセントに等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。以下同じ。）は、500kHz以上であること。

リ スペクトル拡散方式を使用するものの拡散率（拡散帯域幅を変調信号の送信速度に等しい周波数で除した値をいう。以下同じ。）は、五以上であること。

ヌ 周波数ホッピング方式における周波数滞留時間は、0.4秒以下（屋外で使用する模型飛行機の無線操縦の用に供する送信装置にあっては0.05秒以下）とし、かつ、直接拡散又は直交周波数分割多重との複合方式を除く周波数ホッピング方式を用いるものには、0.4秒に拡散率を乗じた時間内で任意の周波数での周波数滞留時間の合計が0.4秒以下であること。

ル ホ(3)(二)の送信装置は、キャリアセンスを備え付けること。

ヲ 屋外で使用する模型飛行機の無線操縦の用に供する送信装置（周波数ホッピング方式のものを除く。）にあっては、送信開始時において動作するキャリアセンスを備え付けること。

二 二、四七一MHz以上二、四九七MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

ロ 通信方式は、スペクトル拡散方式を使用する単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。

ハ スペクトル拡散方式は、直接拡散方式、周波数ホッピング方式又は直接拡散及び周波数ホッピングの複合方式であること。

ニ 送信装置の送信電力は、変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、1MHzの帯域幅における平均電力が、10ミリワット以下であること。

ホ 送信空中線は、その絶対利得が2.14デシベル以下であること。ただし、実効輻射電力が、絶対利得2.14デシベルの送信空中線に1MHzの帯域幅における平均電力が10ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

へ 拡散帯域幅は、500kHz以上であること。

ト 拡散率は、10以上であること。

チ 電気通信回線設備に接続するものは、他の無線局から発射される電波を検出し、混信を防止するための装置又は受信信号と拡散のための信号を演算し、信号レベルを検出することにより混信を防止するための装置を備え付けること。

リ 屋外で使用する模型飛行機の無線操縦の用に供する送信装置にあっては、周波数ホッピング方式における周波数滞留時間は、0.05秒以下とし、かつ、直接拡散との複合方式を除く周波数ホッピング方式を用いるものには、0.4秒に拡散率を乗じた時間内で任意の周波数での周波数滞留時間の合計が0.4秒以下であること。

ヌ 屋外で使用する模型飛行機の無線操縦の用に供する送信装置（周波数ホッピング方式のものを除く。）にあっては、送信開始時において動作するキャリアセンスを備え付けること。

➤ 2. 4GHz帯無線LAN等の技術基準適合証明等

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）

（特定無線設備等）

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

一から一八（省略）

十九 二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局（施行規則第六条第四項第四号に規定する無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備（第十九号の二の二に掲げるものを除く。）

（技術基準適合証明の審査等）

第六条 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明を受けようとする者から求めがあつた場合には、別表第一号に定めるところにより審査を行わなければならない。

2 登録証明機関は、別表第一号の特性試験における試験の一部を他の者に委託する場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、当該受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決めなければならない。

一 委託する試験の範囲及びそれに係る特定無線設備の種別

二 受託者が法別表第三の下欄に掲げる測定器等であつて、法第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年（第三条の二の測定器その他の設備にあつては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。）以内のものに限る。）を使用して試験が行われることの確認に関する事項

三 別表第一号に定める特性試験の方法と同じ方法によって試験が行われることの確認に関する事項

四 試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないことの確認に関する事項

五 試験に係る責任の所在及び業務の分担に関する事項

六 試験に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する事項

七 その他特性試験に係る試験業務の適正な実施を確保するために必要な事項

3 登録証明機関は、次の各号のいずれかに該当する特定無線設備についての技術基準適合証明に関しては、当該特定無線設備の技術基準適合証明を確実に行うことができる場合に限り、第一項の規定にかかわらず、その審査の一部を省略することができる。

一 適合表示無線設備の工事設計に基づく特定無線設備

二 適合表示無線設備について変更の工事を行った特定無線設備

三 設備規則第十四条の二の規定が適用される特定無線設備であつて、その筐体内に適合表示無線設備が収められているもの

【参考】登録証明機関による欧米基準試験データの活用促進のための取組⑥

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 工事設計の審査

技術基準適合証明の求めに係る特定無線設備（以下「申込設備」という。）の工事設計書（工事設計に係る事項（申込設備と同一の筐体に収められた他の無線設備に係る工事設計を含む。）を記載した書類であって別表第二号に定めるものをいう。別表第三号及び別表第五号において同じ。）に記載された内容が技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

(2) 対比照合審査

申込設備とその工事設計書に記載された内容とを対比照合する。

(3) 特性試験

申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従って試験を行う。

一 装置	二 試験項目	四 特定無線設備の種別
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器
受信装置	副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器

二 同時に申込みされた同一の工事設計に基づく二以上の申込設備の審査において、当該申込設備が一の者の工事に係るものである場合は、当該申込設備のうちの一部のものについて特性試験を行った結果、当該申込設備のうちその他のものが工事設計に合致していることが合理的に推定できるときは、当該その他の申込設備について、特性試験を省略することができる。

三 申込設備の写真等（特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図であって寸法を記入したものをいう。以下同じ。）並びに特性試験の試験が次の各号に適合することを示す書類及び当該試験の結果を記入した書類が提出された場合は、当該申込設備の提出を要しないものとし、申込設備に代えて当該申込設備の写真等と申込設備の工事設計書とを対比照合することにより対比照合審査を、また、特性試験に代えて当該試験が次の各号に適合することを示す書類及び当該試験結果を記載した書類により適合性の審査を行うことができる。この場合において、登録証明機関は、提出された書類が次の各号に適合するものであるかどうかの確認を適切に行わなければならない。

(1) 法第二十四条の二第四項第二号の較正等を受けた測定器等を使用して試験を行ったものであること。

(2) 別表第一号一（3）に規定する特性試験の方法に従って行つた試験であること。

別表第二号 工事設計の様式(別表第一号一(1)関係)

第三 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局、狭域通信システムの陸上移動局、超広帯域無線システムの無線局及び700MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

工事設計書			
1	通信方式		
2 送 信 機	(1) 定格出力	(2) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	
	(3) 発振		
	(4) 変調		
	3 製造者名等		
	製造者名	型式又は名称	製造番号
4	(1) 型式及び構成		(2) 利得
	5 附属装置等の種類及び型式又は名称		
長 辺	(1)		
	(2) 電波法第3章に規定する技術基準適合性の確認 □ 申込設備に関し、1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計について、電波法第3章に規定する技術基準に適合していることを確認した。		
短 辺	(3) 同一の筐体に収められた他の無線設備の申告 □ 無 □ 有 □ ①適合表示無線設備 (番号及び種別:) □ ②微弱無線設備 □ ③同時申込の無線設備 □ ④上記①～③以外の無線設備		
	(4) 電波の発射範囲の確認 □ 同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び上記③①～③で申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を発射しないことを確認した。		
7	添付図面 無線設備系統図		
8	参考事項 無線設備の型式又は名称		

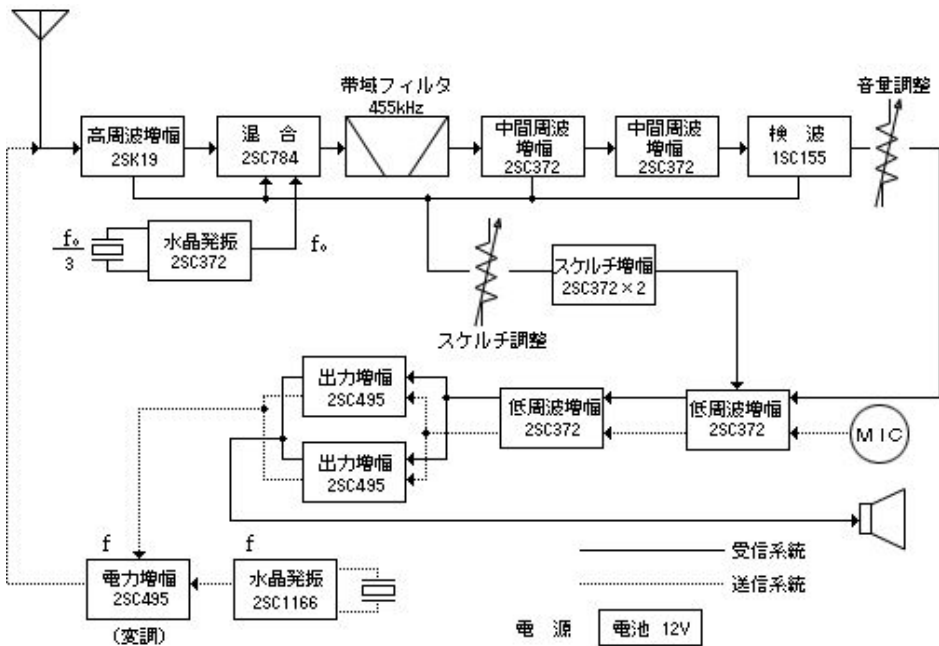
短 辺 (日本産業規格A列4番)

- 注1 1の欄は、「単信方式」、「複信方式」のように記載すること。ただし、特定小電力無線局に使用するための無線設備であつて、2.400MHz以上2.483.5MHz以下、2.425MHzを超え2.475MHz以下、10.5GHzを超え10.55GHz以下、24.05GHzを超え24.25GHz以下、60GHzを超え61GHz以下(無線標準業務を行うものに限る。)、76GHzを超え77GHz以下若しくは77GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用するもの又は超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備であつて、24.25GHz以上29GHz未満の周波数の電波を使用するものについては記載を要しない。
- 2 2の(1)の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。なお、空中線電力の許容値が1MHz当たりの帯域幅によつて規定されている無線設備については1MHz当たりの帯域幅の空中線電力の値を、等価等方輻射電力の値によつて規定されている無線設備については等価等方輻射電力の値を併記すること。この場合において、等価等方輻射電力の値を併記するものにあつては、3の(2)の欄の記載は要しない。
(記載例) 0.001W/MHz
(記載例) 0.000025W (EIRP)
- 3 2の(2)の欄は、「F1D280.0000MHz、F3E281.0000MHzから282.0000MHzまで(12.5kHz間隔81波)」のように記載すること。
- 4 2の(3)の欄は、発振の方式及び周波数を記載すること。
(記載例) 水晶発振 発射可能な周波数の1/24
- 5 2の(4)の欄は、2の(2)の欄の電波の型式に対応する変調の方式並びに最高変調周波数及び最大周波数偏移等を記載すること。ただし、市民ラジオの無線局に使用するための無線設備の場合は、記載を要しない。
(記載例: 2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム)
変調方式: 直交位相変調
BPSK (1Mbps)
QPSK (2Mbps)
CCK (5.5Mbps/11Mbps)
拡散方式: 直接拡散
変調信号の送信速度に等しい周波数: 1MHz (BPSK, QPSK)
1.375MHz (CCK)
なお、ホッピング方式の場合は、ホッピング周波数滞留時間を記載すること。
- 6 3の欄は、工事設計認証又は技術基準適合自己確認の場合は、型式又は名称及び製造番号の記載を要しない。
- 7 4の(1)の欄は、偏波面及び素子数を、「単一型(V)λ/4」のように記載すること。この場合において、市民ラジオの無線局に使用するための無線設備の場合は、「ホイップ型 何cm」と記載すること。
- 8 4の(2)の欄は、Gis(絶対利得)で記載すること。ただし、市民ラジオの無線局に使用するための無線設備の場合は、記載を要しない。
なお、等価等方輻射電力により、主輻射の角度幅が規定されている無線設備にあつては角度幅を記載すること。
- 9 5の欄は、無線設備のうち、2の欄から4の欄までに記載しない装置等を記載すること。
(記載例)

種類及び型式又は名称	方式・規格等
混信防止機能装置	設備規則第9条の4に規定する機能

- 10 6の欄は、次によること。
(1) (1)は、第2条第2項第2号に掲げる特定無線設備の場合にあつては、同一の筐体に収められている同項第1号に掲げる特定無線設備の種別、製造者名及び型式又は名称を記載すること。
(2) (2)は、申込設備に関し、1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計について、電波法第3章に規定する技術基準に適合していることを申込者が確認し、□にし印を付けること。
(3) 微弱無線設備とは、電波法第4条第1号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局の無線設備をいう。
(4) 同時申込の無線設備とは、申込設備と同一の筐体に収められた他の無線設備のうち、当該申込設備と同時に同一の登録証明機関又は承認証明機関に対し、技術基準適合証明又は工事設計認証の申込をしている無線設備をいう。

- (5) (3)は、申込設備と同一の筐体に収められた他の無線設備の有無及び該当する①から④までの口にレ印を付けることとし、①の番号及び種別欄には、番号として技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は識別番号を記載し、種別として第2条第1項に掲げる特定無線設備の種別を記載すること。
- (6) (4)は、申込設備と同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び(3)①から③までに申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を放射しないことを申込者が確認し、口にレ印を付けること。また、(3)④の無線設備であつて現に免許等（免許、登録又は予備免許をいう。）を受けている場合又は新たに免許等若しくは認証等（技術基準適合証明、工事設計認証又は技術基準適合自己確認をいう。）を受けた場合は、(4)で確認した範囲外の電波であつても、その免許等又は認証等に係る工事設計の範囲内の電波を放射することを妨げない。
- 11 7の欄の添付図面の記載等は、次によること。
- (1) 無線設備系統図には、半導体又は集積回路の名称及び用途、各段の周波数（周波数の通倍及び合成の方法を含む。）並びに電源の電圧を記載すること。
(記載例)



- (2) 人体頭部における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備については、空中線その他の当該基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付すること。
- (3) 6の欄の(3)④で申告した無線設備について、工事設計（送信機の定格出力、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲に係る部分に限る。）を記載した資料を添付すること。
- 12 8の欄は、次によること。
- (1) 対比照合審査を行うときにおいて無線設備を開閉することが困難である場合は、部品の配置を示す図面及び外観を示す図面又は写真を添付すること。
- (2) 試験用プログラム、コネクタその他の特性試験を行うために特に必要な物件がある場合は、その名称及び種類を記載すること。
- (3) 2,400MHz以上2,483.5MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備であつて、占有周波数帯幅が26MHzを超え40MHz以下のものについては、キャリアセンスの有無を記載すること。
- (4) 5,150MHzを超え5,350MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備及び5,2GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局の無線設備については、当該無線設備

- の送信は5,2GHz帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局と通信する場合を除き屋内においてのみ可能である旨の表示の有無を記載すること。
- (5) 5,250MHz以上5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,730MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備については、親局（他の無線局から制御されることなく送信を行い、一の通信系内の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行う無線局をいう。以下同じ。）又は子局（親局に制御される無線局をいう。）の別及び一の通信系内における平均の空中線電力を3デシベル低下させる機能の有無を記載すること。
- (6) 5,2GHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局の無線設備については、設備規則第49条の20の2第1項第3号に規定する等価平方輻射電力の条件に適合することを説明した書類を添付すること。
- (7) その他参考となる事項を記載すること。
(記載例) 電気通信回線設備への接続の有無

【参考】登録証明機関による欧米基準試験データの活用促進のための取組⑨

(工事設計認証の審査等)

第十七条 登録証明機関は、その登録に係る工事設計認証を受けようとする者から求めがあつた場合には、別表第三号に定めるところにより審査を行わなければならない。

- 2 第六条第二項の規定は、前項の工事設計認証について準用する。この場合において、「別表第一号」とあるのは「別表第三号」と読み替えるものとする。
- 3 登録証明機関は、次の各号のいずれかに該当する特定無線設備についての工事設計認証に関しては、当該工事設計認証を確実に行うことができる場合に限り、第一項の規定にかかわらず、その審査の一部を省略することができる。
 - 一 適合表示無線設備の工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。）に関し変更を行った工事設計に基づく特定無線設備
 - 二 設備規則第十四条の二の規定が適用される特定無線設備であつて、その筐体内に適合表示無線設備が収められているもの

別表第三号 工事設計認証の審査（第十七条及び第三十三条関係）

第十七条及び第三十三条の工事設計認証の審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 工事設計の審査
工事設計認証の求めに係る特定無線設備の工事設計書に記載された工事設計の内容が技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。
- 二 対比照合審査及び特性試験
別表第一号一（2）及び（3）並びに三の規定は、工事設計認証の求めに係る工事設計（当該求めに係る確認の方法を含む。）に基づく一の特定無線設備の審査又は当該一の特定無線設備の試験結果を記載した書面及び写真等の審査について準用する。
- 三 確認の方法の審査
工事設計認証に係る確認方法書（特定無線設備がその工事設計に合致することの確認の方法に係る別表第四号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書類又はこれに類するものであつて、特定無線設備の取扱いに係る工場等の全部が別表第四号に掲げる事項のすべてに適合していることを証するものとして登録証明機関又は承認証明機関が認める書類をいう。以下同じ。）及び工事設計認証の求めに係る工事設計（当該求めに係る確認の方法を含む。）に基づく一の特定無線設備により、工事設計認証の求めに係る工事設計に基づく特定無線設備のいずれもが当該工事設計に合致するものとなることを確保することができるかどうかについて適切に審査を行う。ただし、二において準用する別表第一号三の規定により当該一の申込設備が提出されなかつた場合は、工事設計認証に係る確認方法書並びに試験結果を記載した書類及び写真等により審査を行うことができる。

別表第四号 工事設計認証に係る確認方法書の記載事項（第十七条及び第三十三条関係）

工事設計認証に係る確認方法書の記載事項は、次表に掲げる事項その他必要な事項とする。

	事項	記載内容		事項	記載内容
一	組織並びに管理者の責任及び権限	法第三十八条の二十五第一項の義務（以下「工事設計合致義務」という。）を履行するために必要な業務を管理し、実行し、検証するための組織並びに管理責任者の責任及び権限の分担が明確にされていることの説明	三	特定無線設備の検査	工事設計合致義務を履行するために必要な特定無線設備の検査手順その他検査に関する規程が文書として整備され、それに基づき検査が適切に行われることの説明
	二	工事設計合致義務を履行するための管理方法		工事設計合致義務を履行するために必要な特定無線設備の取扱いにおける管理方法に関する規程が具体的かつ体系的に文書として整備され、それに基づき工事設計合致義務が適切に履行されることの説明	四
五			その他		その他工事設計合致義務を履行するために必要な事項

【参考】登録証明機関による欧米基準試験データの活用促進のための取組⑩

(検証等)

第三十九条 製造業者又は輸入業者は、法第三十八条の三十三第二項の技術基準適合自己確認（以下「技術基準適合自己確認」という。）を行おうとするときは、別表第五号に定めるところにより検証を行わなければならない。

2 製造業者又は輸入業者は、法第三十八条の三十三第三項の届出をしようとするときは、同項第一号から第四号までに掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した様式第十二号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 特別特定無線設備の型式又は名称

二 特別特定無線設備を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入業者にあつては、特別特定無線設備の製造業者の氏名又は名称及び住所並びに当該特別特定無線設備を製造する工場又は事業場の名称及び所在地）

三 第一項の検証の際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日（当該測定器等が第三条の二の測定器その他の設備であつて、当該較正等を行った年月日の翌月の一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超えている場合は、その旨を含む。）及び較正等を行った者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第二十四条の二第四項第二号ニに該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称

別表第五号 技術基準適合自己確認の検証の方法（第三十九条関係）

第三十九条第一項の技術基準適合自己確認の検証は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 工事設計の検証

技術基準適合自己確認に係る特別特定無線設備（以下この表において「確認設備」という。）の工事設計書に記載された工事設計の内容が技術基準に適合するものであるかどうかについて検証を行う。

二 特性試験

確認設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて検証を行う。

(1) 別表第一号一(3)ア、イ及びウの規定は、確認設備の検証について準用する。この場合において、同(3)中「特定無線設備」とあるのは「特別特定無線設備」と、「申込設備」とあるのは「確認設備」と、「登録証明機関が」とあるのは「法第三十八条の三十三第二項の検証を行う製造業者又は輸入業者が」と、「審査」とあるのは「検証」と読み替えるものとする。

(2) 試験を行うときは、法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備であつて、法第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年（第三条の二の測定器その他の設備にあつては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。）以内のものに限る。）を使用しなければならない。

(3) 試験の一部（輸入業者にあつては、全部又は一部）を他の者に委託する場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、当該受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決めなければならない。

ア 別表第一号一(3)に定める試験の方法と同じ方法によって試験が行われることの確認に関する事項

イ 法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備であつて、法第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。）を使用して試験が行われることの確認に関する事項

ウ その他当該試験の適正な実施を確保するために必要な事項

(4) 試験を他の者に委託した場合は、当該委託した試験の結果が(3)の取決めに従って適正に得られたものであることを検証しなければならない。

三 確認の方法の検証

技術基準適合自己確認に係る確認方法書（特別特定無線設備がその工事設計に合致することの確認の方法に係る別表第六号に定める事項を記載した書類又はこれに類するものであつて、特別特定無線設備の製造又は輸入に係る工場等の全部が別表第六号に掲げる事項のすべてに適合していることを証するものとして自ら確認する書類をいう。以下同じ。）を作成し、当該技術基準適合自己確認に係る確認方法書及び技術基準適合自己確認に係る工事設計に基づく一の特別特定無線設備により、技術基準適合自己確認に係る工事設計に基づく特別特定無線設備のいずれもが当該工事設計に合致するものとなることを確保することができるかどうかについて検証を行う。

別表第六号 技術基準適合自己確認に係る確認方法書の記載事項（第三十九条関係）

別表第四号の規定は、技術基準適合自己確認に係る確認方法書の記載事項について準用する。この場合において、同表中「法第三十八条の二十五」とあるのは「法第三十八条の三十四」と、「特定無線設備」とあるのは「特別特定無線設備」と、「取扱い」とあるのは「製造又は輸入」と読み替えるものとする。